

第 140 期 中 間 決 算 公 告

平成22年12月17日

大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長 常 陰 均

中間連結貸借対照表（平成22年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	754,709	預 金	11,879,205
コールローン及び買入手形	118,952	譲 渡 性 預 金	1,970,451
買 現 先 勘 定	25,134	コールマネー及び売渡手形	29,221
買 入 金 銭 債 権	444,751	売 現 先 勘 定	210,390
特 定 取 引 資 産	732,319	特 定 取 引 負 債	170,805
金 銭 の 信 託	22,220	借 用 金	992,722
有 価 証 券	3,621,206	外 国 為 替	35
貸 出 金	11,262,002	短 期 社 債	526,290
外 国 為 替	5,334	社 債	604,892
リース債権及びリース投資資産	637,010	信 託 勘 定 借	464,563
そ の 他 資 産	1,303,978	そ の 他 負 債	843,843
有 形 固 定 資 産	125,357	賞 与 引 当 金	8,993
無 形 固 定 資 産	159,963	役 員 賞 与 引 当 金	216
繰 延 税 金 資 産	108,831	退 職 給 付 引 当 金	8,887
支 払 承 諾 見 返	336,973	睡眠預金払戻損失引当金	1,259
貸 倒 引 当 金	△ 115,950	偶 発 損 失 引 当 金	10,707
		移 転 関 連 費 用 引 当 金	379
		繰 延 税 金 負 債	35
		再評価に係る繰延税金負債	5,709
		支 払 承 諾	336,973
		負 債 の 部 合 計	18,065,588
		(純資産の部)	
		資 本 金	342,037
		資 本 剰 余 金	297,052
		利 益 剰 余 金	548,787
		自 己 株 式	△ 473
		株 主 資 本 合 計	1,187,403
		その他有価証券評価差額金	△ 4,032
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	6,391
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 4,714
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 11,260
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 13,615
		少 数 株 主 持 分	303,421
		純 資 産 の 部 合 計	1,477,209
資 産 の 部 合 計	19,542,797	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	19,542,797

中間連結損益計算書 { 平成22年 4月 1日から
平成22年 9月30日まで }

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	423,995
信 託 報 酬	25,097
資 金 運 用 収 益	119,994
(うち貸出金利息)	(81,767)
(うち有価証券利息配当金)	(28,540)
役 務 取 引 等 収 益	79,811
特 定 取 引 収 益	5,632
そ の 他 業 務 収 益	182,494
そ の 他 経 常 収 益	10,964
経 常 費 用	362,466
資 金 調 達 費 用	43,364
(うち預金利息)	(27,670)
役 務 取 引 等 費 用	26,285
そ の 他 業 務 費 用	153,721
営 業 経 費	117,967
そ の 他 経 常 費 用	21,127
経 常 利 益	61,529
特 別 利 益	756
特 別 損 失	9,870
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	52,414
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	10,364
法 人 税 等 調 整 額	△ 18,658
法 人 税 等 合 計	△ 8,294
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益	60,709
少 数 株 主 利 益	6,674
中 間 純 利 益	54,035

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 45 社

主要な会社名

住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社

日興アセットマネジメント株式会社

住信不動産ローン&ファイナンス株式会社

住信アセットマネジメント株式会社

すみしん不動産株式会社

Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.)

なお、住信リーシング&フィナンシャルグループ株式会社ほか2社は、合併等により当中間連結会計期間より連結される子会社及び子法人等から除外しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

住信 i ファンド I 投資事業組合

ハミングバード株式会社ほか 42 社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者等であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第5条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。

また、その他の非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 開示対象特別目的会社に関する事項

会社法施行規則第4条の規定により、当該特別目的会社に対する出資者又は当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社1社は、重要性が乏しいものであるため記載を省略しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連法人等 12 社

主要な会社名

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

住信 S B I ネット銀行株式会社

ビジネクスト株式会社

なお、南京市信託投資公司是株式取得により、当中間連結会計期間から持分法適用の関連法人等としております。

(2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

主要な会社名

住信 i ファンド I 投資事業組合

ハミングバード株式会社ほか 42 社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者等であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第7条第1項第2号により持分法の対象から除いております。

また、その他の持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

10月末日	1 社
5月末日	1 社
6月末日	9 社
7月末日	4 社
9月末日	30社

- (2) 10月末日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等については、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、5月末日を中間決算日とする子会社及び子法人等については、8月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、6月末日を中間決算日とする子会社及び子法人等のうち1社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については、中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、株式以外の時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～60年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

また、のれんの償却については、その個別案件毎に判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生会計年度に全額償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等、債権の発生当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 54,869 百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(追加情報)

当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成 22 年 6 月 1 日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

当中間連結会計期間末日現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は 27,991 百万円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払が当中間連結会計期間末日に行われたと仮定して、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 13 号）第 44－2 項を適用した場合に生じる特別利益の見込額は約 13,000 百万円であります。なお、返上手続きの完了時期は未定であり、当該見込額は今後の株式市況等により変動する可能性があります。

(9)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(10)偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11)移転関連費用引当金の計上基準

移転関連費用引当金は、東京地区拠点ビルの統廃合及び共同開発等に伴い発生する損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

(12)外貨建資産・負債の換算基準

当社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(13)リース取引の処理方法

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

また、国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(14)重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 15 号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。

なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 3,475 百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は 2,230 百万円（同前）であります。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(ハ)連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第 24 号及び同第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、個別取引毎の繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(15)消費税等の会計処理

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（持分法に関する会計基準）

当中間連結会計期間から「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第 16 号平成 20 年 3 月 10 日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第 24 号平成 20 年 3 月 10 日）を適用しております。なお、これによる当中間連結財務諸表に与える影響はありません。

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第 18 号平成 20 年 3 月 31 日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号平成 20 年 3 月 31 日）を適用しております。これにより、経常利益が 27 百万円、税金等調整前中間純利益が 644 百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は 825 百万円となっております。

（複合金融商品の会計処理）

組込デリバティブを区分して処理する必要のない複合金融商品については、従来、金融商品に関する会計基準に従い、原則として、それを構成する個々の金融資産又は金融負債とに区分せず一体として処理を行ってまいりましたが、区分経理に対応する社内管理体制が整備されたことから、デリバティブ取引に関する損益を厳密に管理し財政状態及び経営成績をより適正に表示するため、当中間連結会計期間からは、区分管理を行っている組込デリバティブを、組込対象である金融資産又は金融負債とは区分して時価評価し、評価差額を当中間連結会計期間の損益として処理しております。これにより、従来の方法に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ 1,953 百万円増加しております。

表示方法の変更

（中間連結損益計算書関係）

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第 22 号平成 20 年 12 月 26 日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 5 号平成 21 年 3 月 24 日）の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 (連結される子会社及び子法人等の株式及び出資金を除く)
74,195 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,930 百万円、延滞債権額は 85,893 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は500百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は87,729百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は177,053 百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,617 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産	229,948 百万円
有価証券	575,060 百万円
貸出金	605,246 百万円
リース債権及びリース投資資産	19,872 百万円
その他資産	8,200 百万円

担保資産に対応する債務

預金	30,660 百万円
売現先勘定	210,390 百万円
借用金	276,870 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 642,617 百万円及びその他資産 172 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 1,082 百万円、保証金は 17,531 百万円、デリバティブ取引の差入担保金は 54,148 百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 8,305,103 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 6,889,508 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布 法律第 34 号）に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布 政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める標準地の公示価格及び同条第 4 号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 104,567 百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 125,000 百万円が含まれております。
12. 社債には、劣後特約付社債 563,892 百万円が含まれております。
13. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 556,579 百万円、貸付信託 42,392 百万円であります。
14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 94,446 百万円であります。
15. 1 株当たりの純資産額 634 円 48 銭
16. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国際統一基準）は、14.71%であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式関連派生商品取引に係る収益 2,052 百万円、株式等売却益 1,429 百万円、持分法投資利益 1,179 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、内外クレジット投資関連の有価証券の売却損 3,754 百万円、株式等償却 3,655 百万円、組合等出資金損失 2,159 百万円を含んでおります。
3. 「減損損失」には、連結される子会社であるファーストクレジット株式会社に係るのれんの減損損失 6,041 百万円を含んでおります。当社は、同社が営む事業を 1 つのグルーピング単位としております。
同社と当社の連結される子会社である住信不動産ローン&ファイナンス株式会社（旧ライフ住宅ローン株式会社）の事業再編に伴い、事業の評価を行った結果、のれんの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。
回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを 8.5%で割り引いて算定しております。
4. 「その他の特別損失」には、統合関連費用 2,145 百万円を含んでおります。
5. 1 株当たり中間純利益金額 30 円 89 銭

(金融商品関係)

○ 金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注 2）参照）。

また、連結される子会社及び子法人等の金融商品のうち金額的重要性の乏しいものについては、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金（＊１）	754,653	754,653	—
(2) コールローン及び買入手形	118,952	118,952	—
(3) 買現先勘定	25,134	25,134	—
(4) 買入金銭債権（＊１）	425,753	426,137	384
(5) 特定取引資産 売買目的有価証券	384,095	384,095	—
(6) 金銭の信託	10,220	10,220	—
(7) 有価証券 満期保有目的の債券	486,695	537,960	51,265
その他有価証券	2,955,018	2,955,018	—
(8) 貸出金 貸倒引当金（＊２）	11,262,002 △ 92,702		
	11,169,299	11,331,459	162,160
(9) 外国為替	5,334	5,334	—
(10) リース債権及びリース投資資産（＊１）	631,153	643,840	12,686
資産計	16,966,310	17,192,807	226,497
(1) 預金	11,879,205	11,890,809	11,603
(2) 譲渡性預金	1,970,451	1,970,451	—
(3) コールマネー及び売渡手形	29,221	29,221	—
(4) 売現先勘定	210,390	210,390	—
(5) 借入金	992,722	1,007,189	14,466
(6) 外国為替	35	35	—
(7) 短期社債	526,290	526,290	—
(8) 社債	604,892	625,739	20,846
(9) 信託勘定借	464,563	464,563	—
負債計	16,677,775	16,724,691	46,916
デリバティブ取引（＊３）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	170,885	170,885	—
ヘッジ会計が適用されているもの	169,300	169,300	—
デリバティブ取引計	340,186	340,186	—

(＊１)現金預け金、買入金銭債権、リース債権及びリース投資資産に関する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(＊２)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(＊３)特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた債権・債務は純額で表示しており、正味の資産であります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（１年以内）であるものが太宗を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、及び(3) 買現先勘定

これらについては、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、業界団体の公表する価格又は取引金融機関から提示された価格のあるものについては、当該価格を時価としております。上記以外のものについては、内部格付、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。

(5) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、業界団体の公表する価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。短期社債は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。

(6) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において運用されている有価証券については、取引所の価格を時価としております。なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(7) 有価証券

株式については取引所の価格、債券は取引所の価格、業界団体の公表する価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。投資信託については、公表されている基準価格を時価としております。自行保証付私募債等については、内部格付、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。

変動利付国債の時価については、合理的に算定された価額をもって時価としております。当該合理的に算定された価額は、当社から独立した第三者の価格提供者により呈示されたものであり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等に価格決定変数である国債の利回り及びスワップションのボラティリティ等を投入することにより算定されております。海外クレジット投資関連の資産担保証券の一部については、合理的に算定された価額をもって時価としております。対象となる有価証券は、海外の住宅ローン債権担保証券、クレジットカード債権担保証券等の一部であり、これらの商品にかかる経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは割引現在価値、価格決定変数はデフォルト率、回収率、期限前償還率及び割引率等であります。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は「（有価証券関係）」に記載しております。

(8) 貸出金

法人向けの貸出金については、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。個人向けの貸出金のうち固定金利によるものについては、貸出条件、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映することに加え、当該貸出を担保・保証の範囲内に限るなどの特性を有しており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(9) 外国為替

外国為替については、外国他店預け、外国他店貸、買入外国為替、取立外国為替であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(10) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

円貨固定金利定期預金については、商品ごとに区分し、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

外貨固定金利定期預金については、預入期間が短期間（１年以内）のものが太宗を占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

変動金利定期預金については、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 売現先勘定

これらについては、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金については、将来のキャッシュ・フローを同様の借り入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、連結される子会社及び子法人等の借入金のうち、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似しているとみなし、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国為替のうち、外国他店預りは満期のない預り金であり、また、外国他店借は約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 短期社債

短期社債については、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(8) 社債

当社並びに連結される子会社及び子法人等の発行する社債のうち、市場価格のあるものについては、当該価格を時価としております。上記以外のものについては、将来キャッシュ・フローを同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(9) 信託勘定借

信託勘定借については満期がなく、また、短期間で金利が変動することから、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

デリバティブ取引

取引所取引については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により時価を算定しております。

(注２) 時価等を把握することが極めて困難と認められる主な金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式（＊１）（＊２）	47,015
② 組合出資金（＊３）	56,755

(＊１) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(＊２) 当中間連結会計期間において、非上場株式について16百万円減損処理を行っております。

(＊３) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているもの等については、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (平成 22 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	209,813	220,333	10,520
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	20,896	20,922	26
	その他	243,577	285,449	41,871
	外国債券	238,577	280,444	41,866
	その他	5,000	5,004	4
	小計	474,288	526,705	52,417
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	30	30	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	17,377	16,229	△1,147
	外国債券	17,377	16,229	△1,147
	その他	—	—	—
	小計	17,407	16,259	△1,147
合計		491,695	542,965	51,270

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる満期保有目的の債券はありません。

2. その他有価証券（平成 22 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	274,387	202,585	71,802
	債券	1,016,941	991,169	25,772
	国債	717,822	695,611	22,210
	地方債	17,133	16,811	321
	短期社債	—	—	—
	社債	281,986	278,746	3,239
	その他	527,797	501,339	26,457
	外国株式	407	126	281
	外国債券	442,632	427,153	15,478
	その他	84,757	74,059	10,697
	小計	1,819,126	1,695,094	124,032
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	179,794	226,466	△46,672
	債券	660,879	662,197	△1,317
	国債	549,862	549,902	△39
	地方債	47	47	△0
	短期社債	—	—	—
	社債	110,969	112,246	△1,277
	その他	497,991	515,400	△17,408
	外国株式	—	—	—
	外国債券	159,366	162,806	△3,439
	その他	338,624	352,593	△13,968
	小計	1,338,665	1,404,063	△65,398
合計		3,157,792	3,099,158	58,634

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額は「（金融商品関係）」に記載しております。

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、3,545 百万円（うち、株式 2,733 百万円、その他 812 百万円）であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ 30%以上下落した場合であります。なお、一部の有価証券については、上記に加え、時価が取得原価に比べて 30%以上 50%未満下落し、かつ一定期間下落が継続している場合には、時価に回復可能性がないものとして減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成 22 年 9 月 30 日現在)
該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成 22 年 9 月 30 日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	12,000	12,000	—	—	—

(注) 当中間連結会計期間末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。